

審 査 基 準

令和 8 年 4 月 1 日作成

法 令 名	: 道路交通法
根 拠 条 項	: 第 104 条の 4 第 3 項
処 分 の 概 要	: 申出による免許の付与
原 権 者 (委 任 先)	: 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め	: 道路交通法第 104 条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、第 106 条の 3 第 2 項（免許証の返納等）第 106 条の 4 第 2 項（免許情報記録の抹消等） 道路交通法施行令第 39 条の 2 の 3（申請による取消しの際に受けることができる免許の種類）、第 39 条の 2 の 4（申請による取消しの基準） 道路交通法施行規則第 30 条の 7（取消しの申請等）
審 査 基 準	:
標 準 処 理 期 間	: 1 日
申 請 先	: 運転免許センター又は住所地を管轄する警察署（浜北警察署を除く。）
問 合 せ 先	: 静岡県警察本部運転免許課
備 考	: